	第1回横浜市生活自立支援施設指定管理者選定委員会 議事録
日 時	令和6年12月24日(火) 13:30~14:15
開催場所	横浜市役所16階N05会議室
出席者	加藤委員、丹羽委員、林委員、森委員、事務局4名
欠席者	阪東委員長
議題	1 委員会の公開・非公開について
	2 選定スケジュールについて
	3 公募要項及び選定評価基準について
開催形態	1のみ公開、2~3は非公開(議題1の傍聴者0人)
決定事項	1 議題2以降は非公開とした。
	2 選定スケジュールについては、事務局案のとおりとした。
	3 公募要項及び選定評価基準(「応募関係書類」含む)については、委員の
	意見を基に事務局が最終案を作成し、各委員が確認した後に確定する。
	4 選定評価基準の最低基準点を、加減点項目を除く満点の6割とした。
	5 第2回選定評価委員会は非公開で開催する。
議事	1 開会
	・委員5名中4名が出席しているため、委員会は成立。
	・阪東委員長の欠席に伴い、丹羽委員が委員長を代行。
	・指定管理者制度及び横浜市生活自立支援施設の概要について事務局から説
	明。
	2 議事
	(1) 委員会の公開・非公開について
	委員長から、選定スケジュールの検討以降については、応募者間の公
	平性を担保するため、非公開とすることの提案があった。
	→ 全会一致で、非公開とすることになった。
	(2) 選定スケジュールについて
	事務局から、選定スケジュールについて説明を行った。
	→ 全会一致で、事務局案どおりのスケジュールとすることになった。
	(2) 八草亜石及び望中部圧甘淮について
	(3) 公募要項及び選定評価基準について
	事務局から公募要項及び選定評価基準について説明を行った後、質疑 応答を行った。主な質疑応答は以下のとおり。

【公募要項について】

〇ウェブアクセシビリティに関する評価項目

- (委員) 「ウェブアクセシビリティに関する仕様書」が公募要項の添付資料となっているのはなぜか。
- (事務局) 施設に関するウェブページを公表する際にウェブアク セシビリティに配慮いただくため、添付資料とした。
- (委員) ウェブアクセシビリティへの配慮は義務か。それとも 努力義務か。
- (事務局) 義務というほど厳格なものとまではいえないが、公募 要項に記載のあるものは、指定管理者に遵守いただきた いものではある。
- (委員) 公募要項の他の記載と同じく、ウェブアクセシビリティへの配慮についても、当該仕様書に基づいて行わなければならない、という理解で良いか。
- (事務局) 問題ない。
- (委員) 評価基準項目には、ウェブアクセシビリティへの配慮 に関する項目がなかったように思えるが、どこで評価す ればよいか。
- (事務局) 広報に関する評価基準項目を追加するので、その項目 で評価いただくこととする。

【選定評価基準について】

〇「7(3) 前期の管理運営の実績」の評価方法

- (委員) 「7(3) 前期の管理運営の実績」は、どの資料を参照して評価すべきか。
- (事務局) 「資料3 応募関係書類」の【様式2-7】のほか、応募団体が提出してきた事業報告書や決算書等を確認いた

だく想定である。

- (委員) 「資料3 応募関係書類」の【様式2-7】には、どのようなことが記載されるのか。例えば別紙4 (令和6年1月 ホームレスの実態に関する全国調査 概数調査結果)に記載の数値データのようなものか。
- (事務局) 例えば、前回の選定では、入所者数や平均利用日数、 アウトリーチの相談状況、利用者の支援状況、第三者評 価の評価結果等について記載されていた。
- (委員) 「7(3) 前期の管理運営の実績」で減点を行う基準は。
- (事務局) 一例だが、前期指定管理期間の公募要項や基本協定等で定めたとおりに運営できていない場合、入所者数が減少し続けているにもかかわらず改善策を講じた形跡が見られない場合には、減点し得る。
- (委員) 「7(3) 前期の管理運営の実績」で前期指定管理期間について評価するのであれば、評価基準項目1(団体の状況)から6(収支計画及び指定管理料)まででは何を評価するのか。
- (事務局) 次期指定管理期間に行うことを評価いただく。

○最低基準点の基準

- (委員) 事務局案では、加減点項目を除く評価基準項目の合計 の6割が最低基準点だが、なぜ半分の5割ではなく6割 を最低基準としているのか。説明できるようにしておい た方がいいのでは。
- (事務局) 考え方を整理して、後日、委員の皆様にお示しする。

〇採点の基準

(委員) この場合は10点、この場合は5点というように、基準 があると採点しやすい。そのような基準を設けてはどう か。

(事務局) 選定時までに準備し、委員の皆様にお示しする。

3 その他

【第2回選定委員会の公開・非公開について】

(事務局) 選定評価委員会の要綱では「委員会は原則公開だが、 委員会が認めた場合は非公開にすることができる」とあ る。指定候補者を決める際、委員の自由な発言、活発な 意見を求めるため、非公開とする例が多いが、いかがす るか。

(委員) 非公開とする。

4 閉会